

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「貯金等」とは、次に掲げるものをいう。 一～三（略） 四 農林債券（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定により発行されるものであつて、その権利者を確知できるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）の発行により払込みを受けた金銭</p> <p>3～10（略） （資本金） 第五条（略） 2（略） 3 農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十五条の規定にかかわらず、機構に出資することができる。</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「貯金等」とは、次に掲げるものをいう。 一～三（略） 四 農林債券（その権利者を確知できるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）の発行により払込みを受けた金銭</p> <p>3～10（略） （資本金） 第五条（略） 2（略） 3 農林中央金庫は、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十五条の規定にかかわらず、機構に出資することができる。</p>